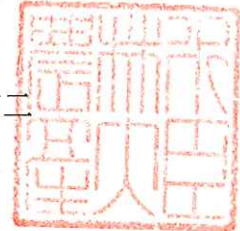


29消安第81号
平成29年4月13日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 山本 有二



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第9項の規定に基づく、次に掲げる動物用医薬品の承認事項の一部変更（対象動物に蜜蜂を追加）の承認に当たり、当該動物用医薬品が蜜蜂に投与された場合に選択される薬剤耐性菌

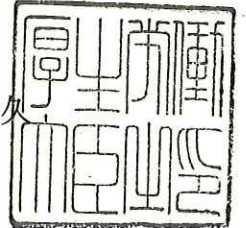
酒石酸タイロシンを有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加剤並びに蜜蜂の飼料添加剤（タイラン水溶散）



厚生労働省発生食 0412 第 1 号
平成 29 年 4 月 12 日

食品安全委員会
委員長 佐 藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、豆腐の規格基準について別添を踏まえて改正を行うこと。

